

第1 総論		
1-1	民間事業者に対して委託することができる事務か否かの基準いかに。	<p>平成25年3月28日法務省民一第317号民事局民事第一課長通知(以下「317号通知」という。)に示されているように、事実上の行為又は補助的行為は民間事業者に対して委託することができるが、市区町村長の判断が必要となる業務は委託することができない(※)。なお、上記いずれの業務に当たるかについて、同通知記4(1)において区分例が示されているが、これは、飽くまで一般的な業務類型として示したものであり、当該類型の業務であれば、例外なくその区分に当たることまでも示したのではない。</p> <p>一般論としては、法令・通達等(マニュアルを含む。以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量的な判断を前提とせず、市区町村長の判断を要しない事実上の行為又は補助的行為となり、委託の範囲内となるが、法令・通達等に照らして処理の基準が明白ではない業務は、裁量的な判断を前提とし、市区町村長の判断が必要となる業務となり、委託の範囲外となる。</p> <p>また、2-1のとおり、上記観点から委託の範囲内とすることができる業務であっても、業務工程次第ではいわゆる「偽装請負」として、法令違反があると評価されることがある。</p> <p>※ 317号通知が事実上の行為又は補助的行為について民間事業者に委託することができるとしていることと、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)第34条に基づき、戸籍謄抄本等の交付の本人による請求の「受付」及び「引渡し」が官民競争入札又は民間競争入札の対象とされていること(※この場合は市区町村職員の官署内常駐などの適切な管理体制が採られることは求められていない。)とは別の法的根拠に基づくものであり、両者を混同すべきでない。</p>
1-2	市区町村の職員が関与する体制があれば、市区町村長の判断が必要となる業務についても民間事業者に委託してもよいか。	市区町村長の判断が必要となる業務については、その判断そのものは職員が自ら行う必要がある。
1-3	戸籍事務を民間事業者に委託する場合において、これを迅速かつ正確に処理するために留意すべきことはあるか。	<p>戸籍事務が民間事業者に委託されることにより、そのサービスが著しく遅滞したり、過誤が頻発するようなことがあれば、戸籍事務に対する国民の信頼を損なうこととなるし、市区町村の職員において関与上の過失がある場合はもちろん、民間事業者にのみ過失がある場合(※)であっても、事案によっては国家賠償請求の対象となるおそれがある。そこで、戸籍事務を民間事業者に委託する場合でも、これを迅速かつ正確に行う観点から、契約内容や業務工程の編成はもちろん、戸籍事務従事職員の知識・経験の確保にも十分意を用いるべきである。また、職員が決裁処理等の判断を行うに際しても、民間事業者に委託した業務の成果を個別の事件ごと1件1件に適正に確認し、自らの職責で公権力を行使して判断を行うことを自覚しておくことを要する。</p> <p>※ 具体例 民間事業者に届出の本籍地照会を委託している場合において、民間事業者が本籍地に照会し、不受理申出がされていることを確認したものの、その過誤により、その事実が市区町村の職員に伝達されず、届出が受理されたとき</p>
1-4	個人情報保護の観点から注意すべきことはあるか。	<p>317号通知記4(2)に示されているとおり、戸籍には高度な個人情報記録されていることに鑑み、個人情報保護については十分な対策を講じる必要がある。委託を受ける民間事業者に対しては、①契約上、個人情報保護及び情報セキュリティに関する法令等を遵守すべきことを明らかにしたり、守秘義務を課すことはもちろん、②市区町村の個人情報保護条例中に民間事業者等を対象とする罰則規定を設けたり(※)、③適切な監視体制を構築したり、④業者において責任を持って従業員に対して研修を行うことを義務づけるなど、必要な手当てを行うべきである。</p> <p>※ 公共サービス改革法第25条第2項の場合とは異なり、みなし公務員の規定は適用されない。</p>

1-5	<p>民間事業者に対して委託をすることを開始しようとする場合には、管轄法務局等に対する相談を要するか。委託を開始した場合には、事務改善等の報告を要するか。</p>	<p>戸籍事務の適正を期するため、あらかじめ、委託契約締結前に、仕様書案、具体的な事務処理工程案等を示した上で、管轄法務局等に相談すべきである(※)。また、委託を開始した場合には、事務改善等の報告をすることを要する。なお、本Q&A発出時に既に委託契約を締結しており、管轄法務局等上記報告をしていない場合には、本Q&Aを踏まえた上で、事務改善等の報告をすることを要する。</p> <p>※ 戸籍事務を民間事業者に委託する場合、一般的には戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに当たるため、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を經由して法務大臣にその指示を求める(戸籍法施行規則第82条)ことになる。</p>
第2 職員の関与体制		
2-1	<p>民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に助言又は指示を求め、これを踏まえて事務を処理してもよいか。</p>	<p>処理すべきでない。</p> <p>民間事業者の従業員が、一旦発注を受けた事務について疑義が生じ、市区町村の職員に助言又は指示を求め、これらに基づいて事務を処理した場合には、事実上、市区町村長の指揮命令を受けたものと評価されるおそれがある。このような評価を受けると、委託、請負等の名目のいかんにかかわらず、労働者派遣事業に当たることとなり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)その他関係法令上の各種規制を遵守していなければ、いわゆる「偽装請負」として、法令違反があると評価されることとなる。個別具体的な委託契約の締結に当たっては、このような労働関係法令の違反とならないか、必要に応じ、各都道府県のに設置された労働局需給調整事業課(室)に相談されたい。</p> <p>また、労働局に相談した場合には、その結果を参考として法務局にも情報提供されたい。</p>
2-2	<p>民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に事務を引き継いでもよいか。引き継いだ後に、同一事件において、再び民間事業者に委託することができるか。</p>	<p>民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じる場合には、これを市区町村職員において引き継いで処理すべきであるが、その際には、偽装請負との評価をされないよう、あらかじめ、そのような引継ぎを行うことを内容とする契約を定めておくこと等によりその事務を委託の範囲外とし、引継ぎの後は、その事務については市区町村の職員において事務を処理する取扱いをすることとすべきである。</p> <p>一旦当該事務を市区町村が処理することとした後に、再度、同一事件の同一事務を民間事業者に委託すると、実質的には当該業務の処理方法に関して民間事業者に対して助言又は指示を行うこととなり、2-1と同様、偽装請負と評価されるおそれがある。なお、届出事件等の一連の事務のうち、可分な事務ごとに委託をするものとした上で、一旦市区町村の職員が処理することとした事務に後続する他の事務を別途委託することは差し支えない(※)。</p> <p>※ 具体例 例えば、届出事件の処理の際に、届書入力を市区町村の職員が処理することとした後に、移記事項入力をする事務などを別途委託する。</p>
2-3	<p>委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、当該個別事案について、市区町村の職員が民間事業者に対して修正を求めることができるか。</p>	<p>入力漏れなど、契約上の債務が履行されていない場合に、修正方法についての具体的な指示をせずに、入力漏れなどの補完を求めることは差し支えない。</p> <p>ただし、修正方法を具体的に示して修正を求めると、実質的には民間事業者に対して助言又は指示を行うこととなり、2-1と同様偽装請負と評価されるおそれがある。</p>

2-4	委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、民間事業者の管理責任者又は従業員に対し、一般的な注意喚起をしてもよいか。	個別の事案の処理を離れ、市区町村の職員と民間事業者の管理責任者間の協議において、一般的な注意喚起を行うことは差し支えない。むしろ、注意喚起をした上で、民間事業者側において、従業員全体に対して注意を徹底し、担当者が交代しても引き継がれる体制を確保することは、サービスの向上につながるため、励行すべきである。ただし、偽装請負との評価をされないよう、市区町村の職員が民間事業者の従業員に対して直接注意をすべきではない。また、業務の作業工程に関し、法令で定まっていない部分について、市区町村の職員がその順序・方法等の具体的指示を行ったり、個別の従業員の配置や業務の割付け等を決定したりすると、民間事業者が業務の遂行に関する管理を行っていないとして、偽装請負と評価されるおそれがある。
2-5	市区町村の職員と民間事業者の作業スペースを定めるに当たり、留意すべきことはあるか。	市区町村の職員が民間事業者の従業員に対し、直接業務の遂行方法について指示を行うなど、偽装請負を誘発する状況にならないよう、可能な限り、作業スペースを区分し、市区町村の職員と民間事業者の従業員とを識別しやすい環境におくことが望ましい。
第3 戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務		
1 交付請求書の受領及び本人確認		
3-1	戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託してもよいか。	委託すべきでない。 317号通知の記4(1)ア(ア)において、本人確認は事実上の行為又は補助的行為に区別されているが、戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について、請求を受けた市区町村長の求めに応じて説明する方法は、質問内容の設定、質問に対する答え振りや挙措動作の確認、これを受けた再質問内容の設定等、聴き取りの状況に即応した裁量的判断が求められることから、当該方法により本人確認をすることは、市区町村長の判断が必要となる業務であり、民間事業者への委託になじまない(※)。 ※ 運用上の工夫例 ・現に請求の任に当たっている者の本人確認につき、戸籍法施行規則第11条の2第1号又は第2号の方法による確認行為のみを委託し、これができないことが判明したときには市区町村の職員に対応をゆだねる。職員から現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求め、その説明において、表情、態度、様子、挙措、動作、所要の質問への反応・表現・話し方と内容等を総合し、本人であるとの心証を得るには至らなかった場合には、対応した職員の判断により交付不交付の決定をする。

2 請求書への記載及び添付書面の確認

<p>3-2</p>	<p>民間事業者の従業員が、請求書の記載の遺漏や、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを現に請求の任に当たっている者に指摘することは差し支えないか。 また、このことを理由として、当該従業員が、請求書等の受領を拒んでもよいか。</p>	<p>前段：原則として、差し支えない。 民間事業者において、法令・通達等に照らして明白な請求書の記載の遺漏や、添付書面の不足等(※1)を発見し、その旨を現に請求の任に当たっている者に指摘することは、原則として、317号通知記4(1)ア(ア)に定める事実上の行為又は補助的行為に該当する。 ただし、請求書の記載の遺漏等が法令・通達等に照らして明白ではない場合には、この限りではない(その場合は民間事業者の従業員は請求書等を受領し、職員に引き継ぐ。)。例えば、請求書の記載が不十分であり、補正を要するか否かについて、あらかじめ画一的な基準が示されておらず、又は、性質上基準を示すことができず、裁量的な判断を要する場合(※2、※3)は、市区町村長の判断が必要となる業務となり、民間事業者の従業員が請求書の記載が不十分であることを指摘することはすべきでない。 ※1 具体例 ・戸籍法第10条の2第1項第1号の規定により請求書への記載が求められる「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、全く記載がない場合 ・戸籍法第10条の3第2項に定める請求の任に当たっている者が代理人等である場合にもかかわらず、権限確認書面の添付が一切ない場合 ※2 具体例 ・戸籍法第10条の2第1項第1号の規定により請求書への記載が求められる「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、どの程度の記載を要するかの基準が示されておらず、これらの事項について抽象的な記載はあるが、具体的に記載されていないと史料される場合など ※3 「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、どの程度の記載を要するかについては、例えば、「請求者(甲)は、乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、弁済期を平成〇〇年〇〇月〇〇日として〇〇万円を貸し渡したが、〇〇円が未返済のまま、乙が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことから、当該貸金の返還を求めるに当たり、乙が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。」、「請求者(甲)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇(場所)において、乙運転の車に衝突されたことによって負傷して治療を受けたが、治療に要した費用の支払いを受けられないまま、乙が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことから、その支払を求めるに当たり、乙が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。」等の具体的な記載があることを要するものと考えられる。 後段：受領を拒んではならず、職員に引き継ぐべきである。 民間事業者が、請求書の記載に遺漏があることや、添付書面の不足等を理由として当該請求書等を返戻することは、本来市区町村の職員が判断して行うべき不交付処分を民間事業者が実質的に行ったものと評価されかねない。</p>
<p>3-2-2</p>	<p>第10条第1項に規定する「戸籍に記載されている者」以外の者が同項に基づき戸籍謄抄本等の交付請求をする場合に、同項に定める親族関係を有する者(請求主体)に当たるか否かを確認することを民間事業者に委託してもよいか。</p>	<p>委託すべきでない。 請求主体に当たるかは、原則として、戸籍謄抄本等を示させる方法によっているところ、提出された戸籍謄抄本等から請求者が請求主体に当たることを確認すること自体は、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間委託になじまない。 なお、戸籍謄抄本等の提出の有無を確認することは、317号通知記4(1)ア(ア)に定める「添付書面の確認」であり、事実上の行為又は補助的行為として民間事業者に委託することができるが、請求者が本籍人である場合などには、戸籍謄抄本等の提出を省略することを認めているので留意されたい(※)。 ※ 運用上の工夫例 ・請求者が第10条第1項に規定する「戸籍に記載されている者」以外の者に当たることを確認できる戸籍謄抄本等を示して請求書を提出してきた場合には、民間事業者には戸籍謄抄本等が提出された事実のみを確認した上でいったん請求書類を受領することまでを委託し、請求者が同項に定める親族関係を有する者(請求主体)に当たるか否かの判断は、交付不交付を判断する市区町村の職員に委ねる。職員は添付された戸籍謄抄本等から請求者が請求主体に当たるか否かを確認した上で交付不交付の決定をする。</p>